## 岩手県告示第313号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後	15日 外 の区域の1年類	<b>多</b> 类牛月 口
盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15	盛岡市本宮五丁目15番	病院・診療所	平成23年2月21日
	番地1	1号		
もりおか心のクリニック	盛岡市本宮字宮沢55番	盛岡市本宮六丁目1番	病院・診療所	II .
	地5	48号		
銀河薬局	盛岡市本宮字宮沢57番	盛岡市本宮六丁目1番	薬局	II .
	1号 エスタ本宮1F	55号		